

# 児童ポルノ排除に向けた 日本政府の取組について

2012年6月

## はじめに

\* 日本政府は、2010年に「児童ポルノ排除総合対策」(犯罪対策閣僚会議)を策定し、児童ポルノ排除に向けて、政府一体となって総合的な対策を推進している。

- 1 「児童ポルノ排除総合対策」策定までの経緯
- 2 「児童ポルノ排除総合対策」の概要

## 「児童ポルノ排除総合対策」策定までの経緯

- 1989年 児童の権利条約(国連総会)
- 1996年 第1回児童の性的搾取に反対する世界会議(ストックホルム)
- 1999年 児童買春・児童ポルノ禁止法
- 2000年 児童の権利条約の選択議定書(国連総会)
- 2001年 第2回児童の性的搾取に反対する世界会議(横浜)
- 2004年 児童買春・児童ポルノ禁止法改正
- 2008年 青少年インターネット環境整備法  
第3回児童の性的搾取に反対する世界会議(リオ・デ・ジャネイロ)  
犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008
- 2009年 児童ポルノ排除対策ワーキングチーム
- 2010年 児童ポルノ排除総合対策

## 児童買春・児童ポルノ禁止法の概要

### ☆児童ポルノの定義

写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したもの。

- ①児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- ②他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- ③衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

### ☆主な罰則

罪 名	法 定 刑
特定少数への提供(7条1項)	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
第1項目的での所持(7条2項)	同上
単純製造(7条3項)	同上
不特定・多数への提供(7条4項)	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
第4項目的での所持(7条5項)	同上
第4項目的での外国への輸入・外国からの輸出(7条6項)	同上

\* 国民の国外犯(10条) 7条1～5項の罪

## 児童ポルノ排除対策ワーキングチーム ～児童ポルノ排除総合対策の起案～

児童ポルノ排除対策ワーキングチームの設置について

平成 21 年 12 月 23 日  
犯罪対策部幹事会議中  
平成 23 年 7 月 26 日  
一 部 改 正

- 児童ポルノが被害児童に深刻な影響を与え、青少年の健全な育成を阻害することから、関係省庁が連携し、児童ポルノの排除に向けた取組の推進等、児童ポルノを排除するための取組の強化を図る。このため、「児童ポルノ排除対策ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。
- ワーキングチームの構成は、次のとおりとする。ただし、議事は、必要に応じて、関係省、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣府副大臣  
副議長 国土交通省副大臣(総務省事務官(総務、総務事務官))

構 成員 内閣府内閣総務官  
内閣府政策統括官(公共政策推進部)  
警察庁生活安全部長  
総務省企画政策推進部長  
法務省刑事局長  
外務省経済外交政策局長  
文部科学省スポーツ・青少年局長  
厚生労働省児童福祉・児童家庭局長  
経済産業省情報政策局長



第1回ワーキングチームの開催状況

3 ワーキングチームの取組は、内閣府、警察庁等関係省庁の協力を得て、内閣府において実施する。

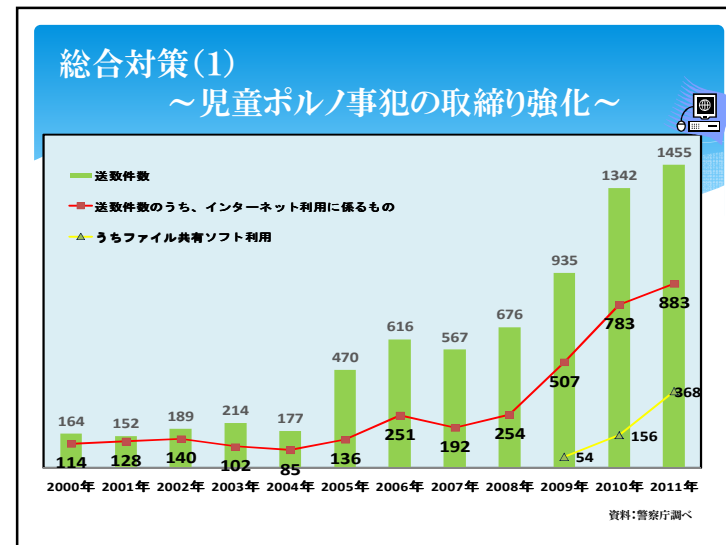
### 児童ポルノ排除総合対策(2010年7月 犯罪対策閣僚会議決定)の概要

深刻化する児童ポルノ情勢

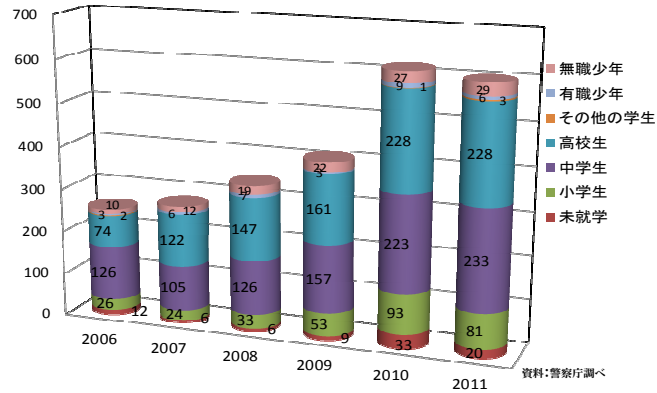
- 2009年中の事件送致件数、被害児童数いずれも過去最多
- インターネット上に画像が蔓延 ●国際的気運の高まり

官民一体となった総合的対策が必要

- 児童ポルノ排除に向けた国民運動の推進**  
○協議会の開催 ○PTAを通じた保護者への働き掛け 等
- 被害防止対策の推進**  
○青少年インターネット環境整備法に基づくフィルタリングの普及促進等のための施策  
○学校及び家庭における情報モラル教育の充実 等
- インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進**  
○インターネット・ホットラインセンターによる削除依頼の推進  
○ブロッキング導入に向けた諸対策の推進 等
- 被害児童の早期発見及び支援活動の推進**  
○カウンセリング態勢の充実 ○被害児童の支援の在り方に関する検討 等
- 児童ポルノ事犯の取締り強化**  
○悪質な児童ポルノ事犯の徹底検挙 ○悪質な関連事業者に対する責任追及の強化 等
- 諸外国における児童ポルノ対策の調査等**  
○G8ローマ・リヨン・グループにおける「性的搾取による被害児童の支援」プロジェクトの推進  
○諸外国における諸動向に関する調査 等



## 児童ポルノ事犯被害児童数の推移



## 最近の主な児童ポルノ事件

### \* 児童ポルノ愛好者らによる児童ポルノ提供事件

児童ポルノ愛好者グループのメンバーである会社員ら7人は、小学校低学年の女児の児童ポルノ画像をグループ内で相互に交換・提供。2011年2月までに、会社員らを児童買春・児童ポルノ禁止法違反等で検挙。

### \* ファイル共有ソフト利用による児童ポルノ公然陳列等事件

愛知県警を中心とした10道府県警察は、ファイル共有ソフト利用児童ポルノ事犯集中取締プロジェクトを立ち上げ、2011年7月及び11月に関係都県警察と協力して一斉取締りを実施。12月までに、ファイル共有ソフト「share」等を利用して児童ポルノ画像を閲覧可能な状態に設定して公然と陳列した会社員ら64人を児童買春・児童ポルノ禁止法違反等で検挙。

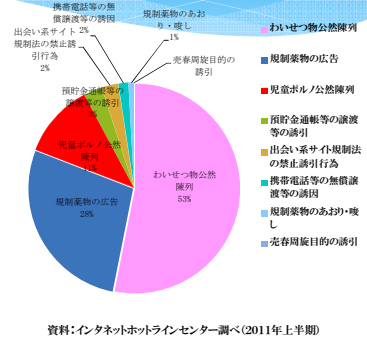
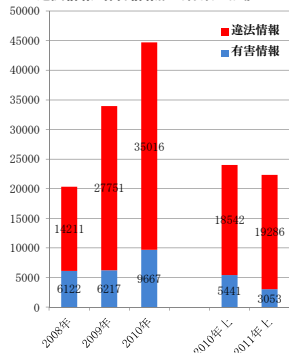
### \* ファイル共有ソフト利用による児童ポルノ提供目的所持事件

ドイツ警察からの情報提供により、2011年11月、日本国内でファイル共有ソフト「e-mule」を利用して児童ポルノを不特定多数の者に提供する目的で所持していた病院職員を逮捕。

## 総合対策(2)

～インターネット上の児童ポルノ画像の流通・閲覧防止対策の推進～

### 違法情報・有害情報該当件数の推移

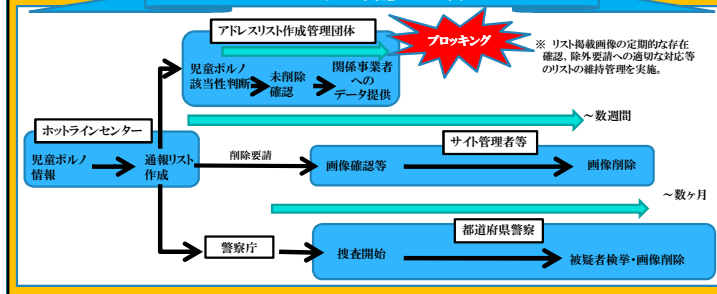


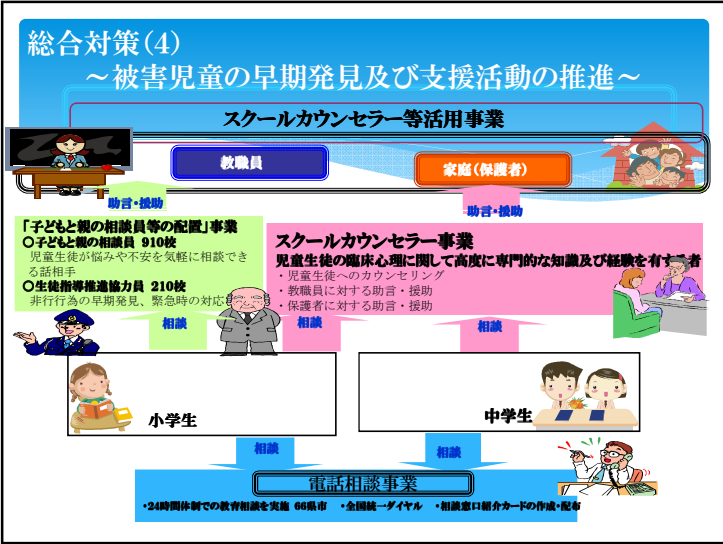
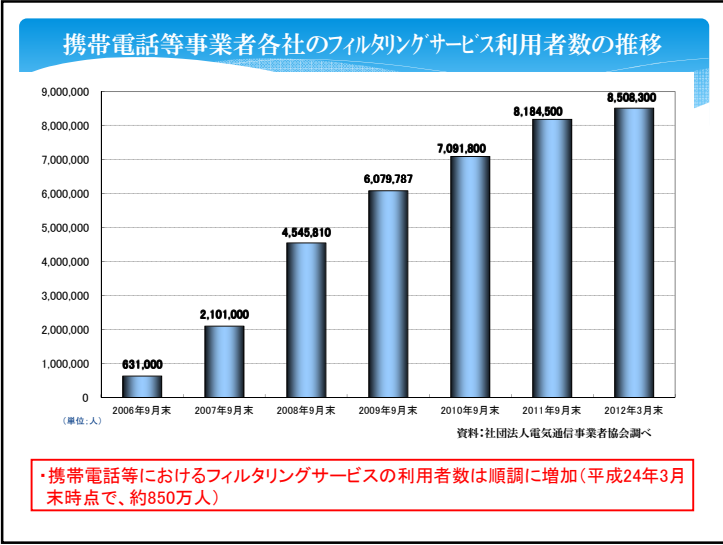
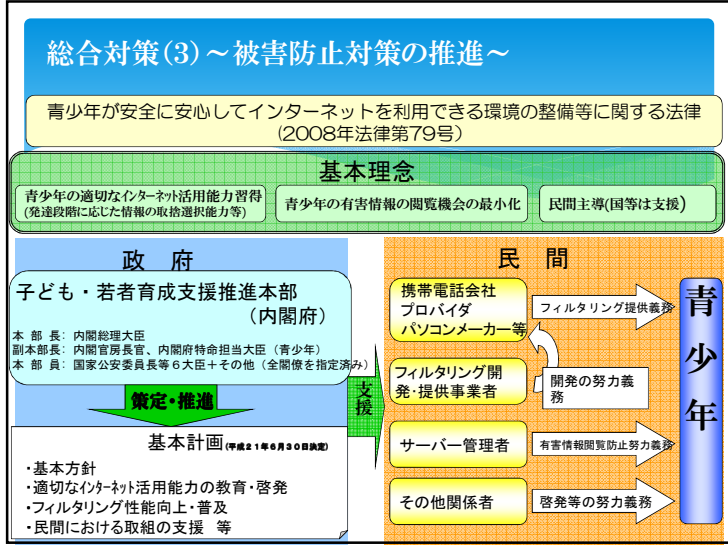
## ブロッキングについて

2011年4月から、民間事業者の自主的な取組として児童ポルノに対するブロッキングが開始。

- ▶ ブロッキングの対象となるものは、設置されているサーバーの国内外を問わず、児童ポルノ禁止法第2条第3項に規定する「児童ポルノ」。
- ▶ 児童ポルノ画像について、警察の捜査、IHCからのサイト管理者等への削除要請が行われた場合であっても、画像の掲載が続いている限り、画像発見後、速やかにリスト掲載の判断及びリスト掲載後のブロッキングを実施。

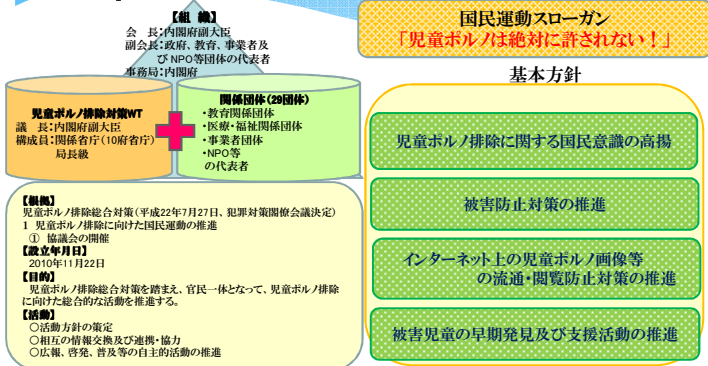
### ブロッキング実施イメージ図





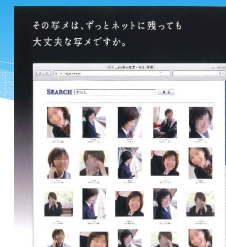
## 総合対策(5)～児童ポルノ排除に向けた国民運動の推進～

### 児童ポルノ排除対策推進協議会の開催



## 児童ポルノ排除対策公開シンポジウム・政府広報

2011年11月17日「児童ポルノは絶対に許されない!～ブロッキングとネットリテラシー～」をテーマに第2回児童ポルノ排除対策公開シンポジウムを開催。



若い女性が児童ポルノの被害に遭わないよう、インターネットの適切な利用を呼びかける政府広報を実施。

## 総合対策(6)

～諸外国における児童ポルノ対策の調査等～

※ G8「性的搾取による被害児童の支援」プロジェクトの推進

※ 「東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー」を開催



## おわりに

児童ポルノは、児童の性的搾取・性的虐待の記録であり、児童の権利を踏みとじるものである。

しかも、児童ポルノが一旦インターネット上に流失すれば、その回収は事実上不可能であるため、被害児童の苦しみは将来にわたって続くこととなる。

このような児童ポルノは絶対に許されるものではなく、蔓延・氾濫を食い止め、排除を進めていかなければならない。

「児童ポルノ排除総合対策」序文より